

第 100 回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の
「会社の新株予約権等に関する事項」
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
「株式会社の支配に関する基本方針」

連結計算書類の
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」

計算書類の
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

〔 2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで 〕

京阪ホールディングス株式会社

上記各事項につきましては、法令および当社定款第 16 条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社の会社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類および数	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の権利行使期間	保有状況	
					保有人数	個数
京阪ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	190個	当社普通株式 3,800株	株式1株当たり 1円	2016年 7月5日から 2046年 7月4日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 5名	190個
京阪ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	290個	当社普通株式 5,800株	株式1株当たり 1円	2017年 7月7日から 2047年 7月6日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6名	250個
京阪ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	290個	当社普通株式 5,800株	株式1株当たり 1円	2018年 7月7日から 2048年 7月6日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6名	250個
京阪ホールディングス株式会社 第4回新株予約権	410個	当社普通株式 8,200株	株式1株当たり 1円	2019年 7月9日から 2049年 7月8日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6名	330個
京阪ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	308個	当社普通株式 6,160株	株式1株当たり 1円	2020年 7月7日から 2050年 7月6日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6名	248個

(注) 1. 第1回新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

2. 第2回ないし第5回新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

3. 上記の「新株予約権の数」は、当事業年度の末日においてすべての新株予約権者が保有している数であります。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社および当社を中核とする京阪グループは、「経営理念」を誠実に実践して社会に貢献するとともに、更なる経営の品格向上をめざして、経営理念の下に「経営姿勢」ならびに「行動憲章」を定め、法令および社会規範を遵守するとともに高い倫理を保ち、責任ある行動をとる旨を謳っております。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの社会的責任を積極的に果たしていくため設置している「京阪グループCSR委員会」の下に、「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進組織として当社各部署およびグループ各社にコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者を選任しております。なお、本推進組織により、反社会的勢力の排除についても取り組んでおります。
- ②「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」とコンプライアンス推進組織との間でコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより、法令違反の未然防止および再発防止を図っております。
- ③「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」は、階層別研修などの機会を通じてコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し従業員のコンプライアンス知識の向上を図っております。
- ④財務報告に係る内部統制につきましては、グループ各社の経理担当者と日常的な連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知しておりますほか、グループ各社を含む業務の文書化・評価を進めるなどその整備を進めております。また、統合会計システムを導入することにより、数値管理の強化を図っております。
- ⑤当社およびグループ各社の役員、社員およびその他の従業員を対象に、「コンプライアンス・ホットライン」を開設し、通報を受けた情報につき事実関係の調査をおこない、当社各部署およびグループ各社に必要な対策を講じさせております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」に基づき、株主総会・取締役会その他重要な会議の議事録などの関係書類、重要な取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書保存期間類別に従い保存・管理するとともに、その安全管理（漏洩防止）対策の充実を図っております。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「危機管理規程」を制定し、危機情報の収集・管理・報告・公開、危機発生時の体制、危機管理に関するグループ会社への関与体制などの整備を図っております。これを受けて当社各部署は、「危機管理規程」に関する細則を定め、具体的な危機に対処する仕組みを整備しております。また、グループ各社に対しては、当社との間で締結している「経営管理契約」に基づき「危機管理規程」を遵守させることとしております。さらに、危機対応能力の向上を図るため、「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」が当社グループに重大な影響を及ぼしうるリスクへの対応策の整備などに取り組んでおります。なお、京阪電気鉄道(株)における安全輸送の確

保、非常災害への対処方法などについては、同社の「鉄道保安総合委員会」で幅広く審議しており、当社取締役会はその審議内容について報告を受けております。

②「京阪グループCSR委員会」の下に「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」を設置し、環境経営を推進するとともに、情報セキュリティ管理体制を整備しております。また、「京阪グループ情報システム戦略」を策定し、当社グループ全体のIT管理体制を確立して、その全体最適を図り、ITに係る業務の適正の確保に努めております。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

①グループ成長戦略を強力に推進するため、経営統括部門および当社グループの各事業を4つに区分した事業群に執行役員を配置する経営体制をとっております。

②取締役会は、経営ビジョンの実現に向けた長期経営戦略および今後の事業の方向性を定め、事業群ごとの年度予算を策定しております。取締役会は、その進捗状況を適宜管理し報告を受けております。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ各社は、当社との間で締結している「経営管理契約」に基づき「グループ会社管理規程」を遵守することとしており、これに基づきグループ各社は、所定の重要な業務執行の状況について当社へ報告する体制となっております。

6. その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「京阪グループCSR委員会」を設置するとともに、当社グループにおける内部統制の整備状況を検証して実効性を高めるため、同委員会の下に「内部統制委員会」を設置しております。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保および監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき組織として監査等委員会室を設置し、同室員（監査等委員会スタッフ）は、管理職2名としております。

②監査等委員会スタッフの異動、評価その他の人事については、監査等委員会の意見を徴し、これを尊重しております。

8. 当社の監査等委員会に報告するための体制ならびに当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社の監査等委員でない取締役、執行役員および使用人ならびにグループ各社の取締役は、定期的にその分掌する職務または会社の職務執行に係る事項を監査等委員会に説明または報告しております。また、監査内部統制室は実施した内部監査の結果を監査等委員会に報告しております。

②監査等委員は、取締役会に出席しており、また、常勤の監査等委員は、経営会議および役員ミーティングに出席するものとし、監査等委員でない取締役および執行役員には役員ミーティングにおいて業務執行の状況を報告することを義務付けております。

③役員ミーティングなど重要な会議に関する資料または議事録は監査等委員の閲覧に供しており、また、稟議および業務執行に関する重要書類は常勤の監査等委員の閲覧に供しております。

④「コンプライアンス・ホットライン」により通報を受けた情報については、監査等委員会に随時報告しております。

⑤上記の「コンプライアンス・ホットライン」による通報をはじめとして、監査等委員会に報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いはしないこととしております。

9. 当社の監査等委員の職務執行の費用の支払の方針

監査等委員の職務執行について生ずる費用については、監査等委員の要請に基づいて必要な予算措置を講じております。また、監査等委員が会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、同法の定めに従い、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ①監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するほか、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っております。また、監査等委員でない社外取締役とも必要に応じて会合をもち、情報交換をおこなっております。
- ②監査等委員会は、会計監査人および監査内部統制室と定例会合をもつほか緊密な関係を保ち、組織的かつ効率的な監査体制を確保しております。
- ③「京阪グループ監査役協議会」を設置し、グループ各社の監査役の業務知識の向上と情報交換をおこなっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、京阪グループの社会的責任を積極的に果たしていくため「京阪グループCSR委員会」を設置し、その下に「内部統制委員会」ならびに「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」、「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」の3つの専門委員会を設置しております。これらの委員会等と当社各部署およびグループ各社が必要な連携をとりながら、上記のとおり、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、その整備と運用を実施しております。その他の当連結会計年度における主な運用状況は次のとおりです。

1. 各委員会の開催状況について

次のとおり開催しました。

- ・京阪グループCSR委員会 (2回)
- ・内部統制委員会 (2回)
- ・コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会 (2回)
- ・環境マネジメント専門委員会 (2回)
- ・情報セキュリティ専門委員会 (2回)

2. 各委員会の取組みについて

- ①京阪グループCSR委員会は、内部統制委員会および3つの専門委員会から活動報告を受けるとともに、当社グループにおけるCSR活動について審議をおこないました。
- ②内部統制委員会は、当社グループの内部統制の整備を3つの専門委員会や当社各部署およびグループ各社と調整しながら推進するとともに、その実効性を高めるため整備および運用状況を検証しました。
- ③コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会は、事業活動における法令遵守・リスク管理体制について、その実施状況を検証し改善計画の立案をおこなったほか、コンプライアンス推進組織等を通じてコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより法令違反の未然防止および再発防止を図るなどの取組みをおこないました。
- ④環境マネジメント専門委員会は、環境マネジメントシステムについて、その実施状況を検証し改善計画を立案するとともに、環境に関するリスク管理をおこないました。
- ⑤情報セキュリティ専門委員会は、情報セキュリティ体制について、その実施状況を検証し改善計画を立案するとともに、情報セキュリティに関するリスク管理をおこないました。

3. その他コンプライアンスおよびリスク管理等に関する取組みについて

- ①財務報告に係る内部統制について、グループ経理連絡会を2回開催し、会計処理等における課題への対応方を当社各部署およびグループ各社に説明するなどの取組みをおこないました。
- ②統合会計システムについて、グループ各社での適切かつ円滑な運用に努めました。

4. 内部監査について

監査内部統制室は、リスク情報等に基づき選定した監査対象部門に対し、当連結会計年度に係る監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会および監査等委員会に報告しました。

5. 監査等委員会について

①監査等委員は取締役会に、常勤の監査等委員は経営会議および役員ミーティング（全体ミーティング）にも出席し、監査等委員でない取締役および執行役員から業務執行の状況について必要な報告を受けました。

②監査等委員会は、代表取締役とのディスカッションにより意見交換をおこなったほか、京阪グループにおけるサステナビリティを巡る課題への対応等について、監査等委員でない社外取締役との意見交換会を開催しました。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様との全体的意思に基づいておこなわれるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させていくためには、①鉄道事業をはじめとするライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、②経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有および経営の品格の向上、③多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、および安全安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、④鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付をおこなう者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は損なわれることとなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、経営ビジョン実現に向け、2026 年度を目標年次とした長期経営戦略を定め、持続的に成長する企業グループとしての基盤を築くことをめざしており、with コロナ・after コロナの社会においても当社グループが持続的に成長するため、事業環境の変化に応じた見直しを図りながら、長期経営戦略に掲げる主軸戦略を推進してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いお客さまの価値観やライフスタイルが大きく変化している現状を踏まえ、当面の間を「激変する事業環境の見極め期間」とし、「安全安心」「構造改革」「^{ビオスタイル}BIOSTYLE」を今後の事業の方向性と定め、主軸戦略と合わせこれらに基づく施策を推進してまいります。

長期経営戦略および今後の事業の方向性の概略は、次のとおりであります。

①基本方針

主軸戦略として、「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」の3つの取組みを進めます。また、経営ビジョンに向けた布石として、エリアポートフォリオの構築と次世代を見据えたイノベーションの推進にも取り組みます。

②主軸戦略

(1) 「沿線再耕」 駅を拠点とする都市再生で美しい京阪沿線へ

駅を拠点として地域の歴史・文化・産業などの特色を活かした都市開発を推進し、これらを交通ネットワークで結ぶことで、魅力あふれる美しい沿線を再生し、沿線の居住・来訪者の拡大を図ります。「大阪東西軸復権とえきから始まるまちづくり」を重点施策に掲げ、淀屋橋、京橋、中之島といった大阪市内東西軸や枚方市の拠点開発を推進いたします。また、大阪東西軸に連なるエリアをはじめ、駅と周辺部を地域特性に応じて再生し、都心部のまちづくりと相乗効果をめざします。

(2) 「観光共創」 地域と当社グループで観光を共創、グローバル交流を促進

当社グループの総合力を発揮して地域と観光を共創し、京都を中心に魅力ある観光体験を提供・発信して、国内外からの来訪者増加を図ります。「京都を中心とした観光・インバウンド事業強化」を重点施策に掲げ、中長期的な観光マーケットの回復を見極めながら、三条の拠点開発等を推進してまいります。また、京都駅前・四条河原町・三条を拠点として、洛北～東山～伏見・宇治エリアを中心に観光ルート拡大に向けた取組みを推進いたします。あわせて比叡山・びわ湖から京都を経て大阪につながる「水の路^{みち}」とも連動させながら、京都観光の魅力を高める観光ルートや観光コンテンツを創造してまいります。

(3) 「共感コンテンツ創造」 お客さまに共感いただける商品・サービス・事業を創造

お客さまのくらしの価値を高めると同時に、環境をはじめとする社会課題の解決にも寄与する商品・サービス・事業の創造に取り組み、共感され、選ばれる当社グループをめざします。「BIOSTYLE—選ばれる京阪をめざして—」を重点施策に掲げ、四条河原町に開業したフラッグシップ施設「GOOD NATURE ^{グッドネイチャー}STATION」をはじめ、順次コンテンツを拡大展開し、当社グループの新たなブランドを確立いたします。また、グループ各事業の商品・サービスにも「BIOSTYLE」を取り入れ、お

皆さまに共感いただける商品・サービスを展開してまいります。

③経営ビジョンに向けた布石

(1) エリアポートフォリオの構築

観光事業にとどまらず、京都での事業展開を重視し、当社グループの事業機会の拡大を図ります。また、主軸戦略を最優先に取り組みつつ、沿線で培ったノウハウを活用し、沿線外や海外成長市場への事業展開を進めることで、当社グループの事業エリアを拡大します。

(2) 次世代を見据えたイノベーションの推進

I C T技術の革新をはじめとする環境変化を見据え、商品・サービス・事業のイノベーションを進め、生産性が高く創造性豊かな企業グループへ進化することをめざします。

④今後の事業の方向性

(1) 安全安心

感染症や災害等により不安にさらされる状況においても、安心してご利用いただける商品・サービスを提供してまいります。主な施策として、運輸業における安全・防災・衛生対策を強化し、不動産業においては、安全・安心・エコ対策を重点に顧客ニーズの変化に対応する住宅および施設の開発・展開を、また、レジャー・サービス業においては三密回避など安全に配慮したサービスを展開してまいります。

(2) 構造改革

既存事業の需要の変化に対応した体制を確立するとともに、新しい生活様式に対応する商品・サービスを展開してまいります。主な施策として、運輸業においては、お客さまの志向の変化や需要の平準化に対応したダイヤ改定やデジタル技術を活用した業務の効率化をおこなってまいります。また、流通業においてeコマースプラットフォームの構築によるグループ横断での独自の商品・サービスの展開を図るとともに、レジャー・サービス業では立地の優位性を活かした資産活用を推進してまいります。

(3) B I O S T Y L E

人々の暮らしの価値を高めると同時に社会課題の解決に資する商品・サービスを展開してまいります。主な施策として、不動産業においては、安全・安心・エコ対策を重点に顧客ニーズの変化に対応する住宅および施設の開発・展開を図るとともに、空き家対策への取り組み等、持続可能な沿線まちづくりを推進してまいります。また、レジャー・サービス業においては「B I O S T Y L E」(「エシカル」「ウェルビーイング」「エンターテインメント」)による差別化・競争力の強化を図ってまいります。さらに、グループ各社が積極的に取り組めるようガイドラインを制定し、「B I O S T Y L E P R O J E C T」としてグループ全体で推進・確立をめざしてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、各事業の更なる競争力強化、当社グループ事業の拡大、異業種との提携やM&Aなども活用した新たな事業の創出、および沿線エリアの中長期的視点での価値向上といった課題に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を図っていくため、2016年4月1日、持株会社体制へと移行しました。また、こうした課題への取り組みを更に加速していくため、当社は、重要な業務執行のうち相当な部分の決定を取締役に委任することを通じて更なる迅速な経営の

意思決定の実現を図るとともに、社外取締役の豊富な経験および卓越した識見を活用することで取締役会の監督機能の充実を図り、また、取締役会において議決権を有する監査等委員が監査を担うことで監査・監督機能を強化するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るべく、2017年6月20日開催の第95回定時株主総会においてご承認いただいた関連議案に基づき、同日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。なお、当社は、従前から経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため取締役の任期を1年としておりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、引き続き監査等委員でない取締役の任期は1年であります。

さらに、現在、当社の取締役14名のうち6名は独立性を有する社外取締役（うち2名は監査等委員でない社外取締役）を選任しております。これら社外取締役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大量買付行為をおこなおうとする者に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

そのため、当社は、社内に常設組織として「コーポレート・コミュニケーション委員会」を設け、機関投資家の皆様との日常的な対話を促進する一方、当社株式の大量買付行為をおこなおうとする者に対しては、その是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法、およびその他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(4) 取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

①基本方針の実現に資する特別な取組み（上記（2））について

長期経営戦略および今後の事業の方向性をはじめとして、上記（2）に記載した取組みは、当社の経営理念や公共的使命を背景に、引き続き当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るために策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記（3））について

上記（3）に記載した取組みは、当社株式の大量買付行為がなされた際に、その是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること等により、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保、向上させるためのものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	51,466	28,792	145,660	△21,656	204,263
会計方針の変更による 累積的影響額			△328		△328
会計方針の変更を反映した 当期首残高	51,466	28,792	145,332	△21,656	203,935
当期変動額					
剰余金の配当			△2,679		△2,679
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,589		9,589
土地再評価差額金の取崩			107		107
会社分割による減少			△342		△342
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		1			1
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		2		21	23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	3	6,674	13	6,692
当期末残高	51,466	28,796	152,007	△21,643	210,627

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,965	35,191	△4	△1,096	40,055	144	4,132	248,595
会計方針の変更による 累積的影響額								△328
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,965	35,191	△4	△1,096	40,055	144	4,132	248,267
当期変動額								
剰余金の配当								△2,679
親会社株主に帰属する 当期純利益								9,589
土地再評価差額金の取崩								107
会社分割による減少								△342
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								1
自己株式の取得								△7
自己株式の処分								23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2	△130	△7	693	557	△22	382	916
当期変動額合計	2	△130	△7	693	557	△22	382	7,608
当期末残高	5,967	35,060	△12	△403	40,612	121	4,514	255,876

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 39社

主要な連結子会社の名称 京阪電気鉄道㈱、京阪電鉄不動産㈱、(株)京阪流通システムズ、(株)ホテル京阪

イースタン興業㈱は当社が吸収合併したため、(株)京阪レストランは2022年3月28日に清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。ただし、(株)京阪レストランの清算終了時までの損益計算書については連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 (株)京阪ビジネスマネジメント

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法を適用した非連結子会社 該当ありません

持分法を適用した関連会社の数 2社

中之島高速鉄道㈱、PANNARAI DEVELOPMENT CO., LTD.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社及び関連会社の名称 (株)京阪ビジネスマネジメント、(株)はちけんや

持分法を適用していない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

ii) 棚卸資産

商品 主として売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売土地及び建物 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 主として移動平均法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっておりますが、一部については定額法によっております。

ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

iii) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

iii) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引の対価には、重要な金融要素は含まれておりません。

i) 運輸業にかかる収益

運輸業においては主に鉄道やバス等の輸送サービスを提供しております。当該履行義務から認識する収益は主に定期券の使用による定期旅客収入と通常の切符や回数券の使用による定期外旅客収入が含まれます。定期旅客収入については、主に定期券の利用開始日時より日割した額を一定の期間にわたり収益として認識しております。定期外旅客収入については、主に切符が実際に使用された日に収益を認識しております。

ii) 不動産業にかかる収益

不動産業においては主に不動産の販売等を行っております。不動産の販売については不動産の引渡時において顧客が当該不動産に対する支配を獲得し、履行義務（不動産の引渡）が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

iii) 流通業にかかる収益

流通業においては主に百貨店やスーパーマーケットにおいて商品の販売等を行っております。このうち、本人として行う商品の販売については、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務（商品の引渡）が充足されると判断し、収益を認識しております。当社が代理人として行う商品の販売についても引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務（商品の引渡に関する手配）が充足されると判断し、収益を認識しております。

iv) レジャー・サービス業に係る収益

レジャー・サービス業においては主にホテルの宿泊サービスや観光船の運航サービス等を提供しております。これらについては、サービスの提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

i) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ii) ヘッジ会計の方法

連結子会社1社において、ヘッジ会計を行っております。

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

iii) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しております。2010年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

iv) 工事負担金等の会計処理

連結子会社3社は、鉄軌道事業において地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

v) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、単体納税制度を適用しておりますが、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度が適用されることとなりました。

なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当連結会計年度の年度末から適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

1. 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額等を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

2. 運輸業における定期券に係る収益認識

運輸業における定期券については、主に定期券の販売時点より月割した額を一定の期間にわたり収益として認識しておりましたが、主に定期券の利用開始日時点より日割した額を一定の期間にわたり収益として認識する方法に変更しております。

3. 商品券に係る収益認識

商品券の未引換分については、一定期間経過後に収益として認識するとともに、将来の引換時に発生する損失に備えるため、商品券等引換損失引当金を計上しておりましたが、顧客による権利行使パターンと比例的に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業収益が28,356百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は328百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これにより、その他有価証券のうち市場価格のある株式については、主に期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて評価しておりましたが、当連結会計年度より期末日の市場価格に基づき評価する方法に変更しております。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	調整額	合計
鉄道事業	51,005	-	-	-	-	-	51,005
バス事業	18,334	-	-	-	-	-	18,334
不動産販売業	-	84,499	-	-	-	-	84,499
建設事業	-	26,738	-	-	-	-	26,738
百貨店業	-	-	19,529	-	-	-	19,529
ストア業	-	-	15,652	-	-	-	15,652
ショッピングモールの経営	-	-	2,639	-	-	-	2,639
ホテル事業	-	-	-	8,370	-	-	8,370
レジャー事業	-	-	-	2,076	-	-	2,076
その他	-	4,930	5,404	-	2,823	2	13,160
内部営業収益又は振替高	△6,898	△8,415	△437	△264	△660	-	△16,677
顧客との契約から生じる収益	62,440	107,751	42,788	10,182	2,162	2	225,328
その他の収益	6,605	15,364	9,728	744	346	-	32,789
外部顧客への営業収益	69,046	123,116	52,517	10,926	2,508	2	258,118

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	15,616	17,168
契約資産	-	114
契約負債	13,930	9,391

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、12,186百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額は3,391百万円であります。当該残存履行義務は主に商品券にかかるものであり、商品券の利用等に応じて収益を認識することを見込んでおります。なお、当初の予

想契約期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結計算書類に計上した繰延税金資産	5,369百万円
上記のうち、京阪電気鉄道(株)において計上した金額(繰延税金負債と相殺前)	9,008百万円

(京阪電気鉄道(株)では新型コロナウイルス感染症の影響により前連結会計年度に税務上の重要な欠損金が生じましたが、当連結会計年度の課税所得の発生により一部解消しております)

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

京阪電気鉄道(株)では、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、長期収支計画を基礎としており、新型コロナウイルス感染症の影響について、一定の仮定を置き算出しております。

(2) 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる長期収支計画における主要な仮定は、各連結会計年度の定期旅客収入及び定期外旅客収入に係る新型コロナウイルス感染症の影響であり、以下の考え方に基づいております。

- ・国内需要は、2022年度中に徐々に回復するものの、価値観やライフスタイルの変化に伴う恒久的な需要の減少により新型コロナウイルス感染症拡大前の水準までは回復しないものとし、2023年度以降も同水準で推移すると想定
- ・インバウンド需要は、2022年度から徐々に回復し、2024年度には新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復すると想定

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響は、見積りの不確実性が高く、定期旅客収入及び定期外旅客収入の変動に伴い課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症の影響により、さらなる需要の悪化あるいは需要回復の大幅な鈍化が生じた場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	335百万円
売掛金	16,833百万円
契約資産	114百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	62,151百万円
機械装置及び運搬具	16,743百万円
土地	54,137百万円
その他の有形固定資産	680百万円
投資有価証券	800百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	57,691百万円
買掛金	35百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 492,824百万円

4. 保証債務等

保証予約額	17,707百万円
-------	-----------

5. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 181,683百万円

6. 土地の再評価

当社及び連結子会社2社において、土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律

に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

7. 前受金及び流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

前受金	6,247百万円
流動負債のその他	3,144百万円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	113,182,703	—	—	113,182,703

2. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 29,760株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,679	25.0	2021年3月31日	2021年6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,679	利益剰余金	25.0	2022年3月31日	2022年6月22日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理などの方法によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価や発行体の財務状況の把握を定期的に行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対してデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用し支払利息の固定化を行っております。なお、デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	470	474	4
② その他有価証券	11,374	11,374	—
(2) 社債（1年以内償還予定額を含む）	(110,000)	(109,120)	△880
(3) 長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	(197,657)	(198,450)	792
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額15,509百万円）は、「(1)②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は5,363百万円であります。

(注4) 非連結子会社及び関連会社株式は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注5) デリバティブ取引は、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,074	—	—	11,074
債券（社債）	—	—	300	300

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価(※)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債及び社債	172	302	—	474
社債	—	(109, 120)	—	(109, 120)
長期借入金	—	(198, 450)	—	(198, 450)

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式、国債及び社債は相場価格を用いて評価しております。株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループの保有している満期保有目的の社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、その他の債券(社債)は、将来キャッシュ・フロー等により算定しており、観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、主として市場価格に基づき算定しておりますが、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
166, 034	294, 194

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定された金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,343円97銭
1株当たり当期純利益	89円47銭

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループにおける新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響については、翌連結会計年度以降、価値観やライフスタ

イルの変化に伴う恒久的な需要の減少はあるものの、消費マインドの改善や、感染状況に応じた外出自粛ムードの緩和等により、緩やかに回復すると仮定を置き、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(重要な後発事象に関する注記)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入に関する議案を2022年6月21日開催予定の第100回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することを決議いたしました。

1. 本制度の導入目的及び条件

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）を対象に、当社の一層の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入にあたり、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の監査等委員でない取締役の報酬等は、2017年6月20日開催の第95回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役年額4,000万円以内）とすること、及び、当該年額の範囲内で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることについて、それぞれご承認をいただいておりますが、本株主総会では、現行の株式報酬型ストック・オプションに代えて本制度を新たに導入し、上記報酬等の額とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに本制度に係る報酬等の額を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに割り当て済みのものを除き、現行の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、今後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会において決定いたします。

また、対象取締役が引き受ける当社普通株式（以下「本株式」という）の発行又は処分に当たっては、当社と各対象取締役との間において、①本株式の割当を受けた日より当社の取締役又は執行役員のいずれの地位をも退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という）、本株式を第三者に譲渡することや本株式への担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

なお、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に各対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の監査等委員でない取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、譲渡制限株式を付与する予定です。

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	51,466	12,868	15,951	28,819	82,689	82,689	△21,656	141,318	
当期変動額									
剰余金の配当					△2,679	△2,679		△2,679	
当期純利益					8,462	8,462		8,462	
土地再評価差額金取崩額					104	104		104	
自己株式の取得							△7	△7	
自己株式の処分			2	2			21	23	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	2	2	5,887	5,887	13	5,903	
当期末残高	51,466	12,868	15,953	28,821	88,576	88,576	△21,643	147,221	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,837	13,116	18,954	144	160,417
当期変動額					
剰余金の配当					△2,679
当期純利益					8,462
土地再評価差額金取崩額					104
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△122	△95	△218	△22	△241
当期変動額合計	△122	△95	△218	△22	5,661
当期末残高	5,715	13,020	18,735	121	166,078

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

建

物

定額法

そ

の

他

定率法

ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法

また、イースタン興業株式会社吸収合併により取得した資産については合併前の償却方法によっており、2014年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

i)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

ii)数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は不動産の賃貸等をおこなっております。土地建物賃貸事業収入についてはリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。水道光熱費収入の履行義務は、不動産等の賃貸借契約及び付随する合意内容に基づき、顧客である賃借人に対する電気、水道等を供給することであり、供給に応じて収益計上をおこなっております。水道光熱費収入のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、電力会社等が供給する電気・水道等の料金として賃借人より収受する額から当社が電力会社等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は単体納税制度を適用しておりますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請をおこない、翌事業年度からグループ通算制度が適用されることとなりました。

なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当事業年度の年度末から適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

当社は「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これにより、その他有価証券のうち市場価格のある株式については、主に期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて評価していましたが、当事業年度より期末日の市場価格等に基づき評価する方法に変更しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(ホテル事業及びその他の事業子会社2社への貸倒引当金の計上)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	14,092百万円
上記のうちホテル事業及び その他の事業子会社2社に対して計上した貸倒引当金 (同2社に対する貸付金の残高)	9,679百万円 15,716百万円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1)算出方法

資産等の時価評価を加味した純資産額がマイナスであるホテル事業及びその他の事業子会社2社(ホテル事業子会社1社及び飲食・物販・ホテルを営む子会社1社)への貸付金に対して、中期見通し、経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況等から支払能力を総合的に勘案し、貸倒引当金を計上しております。

(2)翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、さらなる需要の悪化あるいは需要回復の大幅な鈍化が生じた場合には、貸倒引当金を追加で計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産

投資有価証券 800百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 93,998百万円

4. 保証債務等

保証予約額 32,309百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 68,901百万円 長期金銭債権 142,969百万円

短期金銭債務 47,473百万円 長期金銭債務 8,845百万円

6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法による。

再評価をおこなった年月日 2002年3月31日

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業収益 18,982百万円 営業費 3,675百万円

営業取引以外の取引高 2,673百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首 株式数(株)	当期増加 株式数(株)	当期減少 株式数(株)	当期末 株式数(株)
普通株式	6,000,543	2,518	5,957	5,997,104

(注1)普通株式の自己株式の株式数の増加2,518株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注2)普通株式の自己株式の株式数の減少5,957株は、ストック・オプションの権利行使による処分5,660株及び単元未満株式の売渡しによる減少297株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金繰入限度超過額及び会社分割に伴う関係会社株式差額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、イースタン興業株式会社吸収合併に伴う時価評価差額及びその他有価証券評価差額であります。

当社は翌事業年度から単体納税制度からグループ通算制度へ移行されることとなりました。また、法人税及び地方税法に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の年度末から適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	京阪電気鉄道株式会社	直接100%	資金の貸借 グループ運 営分担金の 收受 担保の受入 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	119,700	短期貸付金 長期貸付金	12,871 76,881
				利息の受取 (注1)	862	未収収益	37
				グループ運 営分担金の 收受 (注2)	3,208	未収入金	1,106
				担保の受入 (注3)	125,743	—	—
	京阪電鉄不 動産株式会 社	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	60,214	短期貸付金 長期貸付金	20,299 57,895
				利息の受取 (注1)	301	未収収益	5
	株式会社ホ テル京阪	直接 96.99% 間接 3.01%	資金の貸借 借入金の保 証予約 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	128,400	短期貸付金 長期貸付金	9,380 1,262
				保証予約 (注6)	6,000	—	—
	京阪ホテル ズ&リゾー ツ株式会社	直接100%	資金の貸借 借入金の保 証予約 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	30,940	短期貸付金 長期貸付金	7,111 1,220
				保証予約 (注6)	4,000	—	—
	京阪建物株 式会社	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	キャッシュマ ネジメントシ ステム借入金 (注4)	1,782	短期借入金	9,207
	株式会社京 阪流通シス テムズ	直接100%	資金の貸借 建物の賃貸 役員の兼務	キャッシュマ ネジメントシ ステム借入金 (注4)	3,866	短期借入金	8,920
				建物の賃貸 (注5)	7,626	長期預り 敷金保証金	5,481
	株式会社ゼ ロ・コーポ レーション	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	73,581	短期貸付金 長期貸付金	7,531 163
関連会社	中之島高速 鉄道株式会 社	直接 33.50%	借入金の保 証予約 役員の兼務	保証予約 (注6)	17,707	—	—

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社グループにおける資金調達の一元化に伴うものであり、金利については、調達コストに基づき決定しております。

(注2) 持株会社である当社が示す基準に準拠し、決定しております。

(注3) 金融機関からの借入金に対して、京阪電気鉄道株式会社の一部の資産について担保提供を受けております。

(注4) キャッシュマネジメントシステム借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、反復的におこなわれている取引金額については、期中の平均残高を記載しております。

(注5) 建物の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注6) 保証予約は、株式会社日本政策投資銀行ほかからの借入金に対して付しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,548円32銭

1株当たり当期純利益 78円95銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(企業結合等に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年4月1日付で当社の100%子会社であるイースタン興業株式会社を吸収合併いたしました。

1. 合併の目的

当社は、グループCRE（グループ保有不動産の最有効活用）をはじめとしたグループ経営資源の戦略的有効活用を推進しており、経営資源の集約による迅速かつ機動的な事業展開の実現を目的に吸収合併いたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併契約上程取締役会 2021年1月28日

合併契約締結 2021年1月28日

合併効力発生日 2021年4月1日

※本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併及び会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、存続会社及び消滅会社における合併契約に関する株主総会を開催いたしません。

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、イースタン興業株式会社は解散いたしました。

(3) 合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他の金銭等の交付及び割当てはありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

消滅会社であるイースタン興業株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 合併後の状況

合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、資本金、事業内容及び決算期に変更はありません。

4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(重要な後発事象に関する注記)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する議案を2022年6月21日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしました。詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。